英国

保護される名称	日本語表記（参考情報）	商品の分類及び概要［角括弧内は参考情報］
Scotch Whisky（注）	スコッチ・ウィスキー	蒸留酒

注　この地理的表示については、第十四・二十九条2に規定する先使用の存在が二千十八年二月十六日に確認された。

第B節　日本国（注）

注　この節に掲げる商品は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）及び同法に基づいて告示された酒類の地理的表示に関する表示基準を定める件（平成二十七年国税庁告示第十九号）に従って分類されている。

保護される名称	ローマ字表記（参考情報）	商品の分類及び概要［角括弧内は参考情報］
壱岐	Iki	蒸留酒
球磨	Kuma	蒸留酒
琉球	Ryukyu	蒸留酒
薩摩	Satsuma	蒸留酒
白山	Hakusan	清酒
山梨	Yamanashi	ぶどう酒
日本酒（英語への翻訳：Japanese Sake）	Nihonshu	清酒
山形	Yamagata	清酒

附属書二十三　共同宣言

欧州連合は、欧州連合との間で関税同盟を設定している第三国が自国の貿易制度を欧州連合の貿易制度と調和させる義務を想起し、当該第三国の一部の国については、欧州連合との間で特恵的な協定が効力を生じている国との間で特恵的な協定を締結する義務を想起する。

この文脈において、両締約国は、日本国が、欧州連合との間で関税同盟を設定している国であって、その産品がこの協定に基づく関税の譲許から利益を受けないものの一国との間で、千九百九十四年のガット第二十四条の規定に従って自由貿易地域を設定するための二国間協定を締結するため、既に交渉を開始していることに留意する。

欧州連合は、この協定の効力発生の後できる限り速やかに前記の特恵的な協定の効力を生じさせるため、日本国に対し、できる限り速やかに交渉を終えるよう招請する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
法務大臣　山下　貴司
外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　吉川　貴盛
環境大臣　原田　義昭
防衛大臣　岩屋　毅

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN THE EUROPEAN UNION AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP

TABLE OF CONTENTS

PREAMBLE

CHAPTER 1　GENERAL PROVISIONS (Articles 1.1 to 1.9)

CHAPTER 2　TRADE IN GOODS

SECTION A　General provisions (Articles 2.1 to 2.5)

SECTION B　National treatment and market access for goods (Articles 2.6 to 2.22)

SECTION C　Facilitation of wine product export (Articles 2.23 to 2.31)

SECTION D　Other provisions (Articles 2.32 to 2.35)

CHAPTER 3　RULES OF ORIGIN AND ORIGIN PROCEDURES

SECTION A　Rules of origin (Articles 3.1 to 3.15)

SECTION B　Origin procedures (Articles 3.16 to 3.26)

SECTION C　Miscellaneous (Articles 3.27 to 3.29)